

下関北九州道路に係る環境影響評価方法書に対する市長意見

1 全般的事項

(仮称) 下関北九州道路に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)では、採用する道路構造や詳細な路線位置が確定していない。今後、事業計画を具体化する過程で、方法書で想定していなかった環境影響要因や、新たに環境保全に配慮すべき事項等が明らかになった場合には、必要に応じて学識経験者等専門家の意見を聴いた上で、環境影響評価項目の追加や調査・予測地域及び手法の拡充等を行い、実態に即した環境影響評価を行うこと。

2 個別的事項

(1) 大気環境

方法書では、大気質、騒音の調査・予測地域を「影響範囲内において、住居等の保全対象が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域」と記載されているが、具体的な地域が示されていない。北九州市側では、本事業実施区域の最南端付近に住宅が立地していることから、調査・予測地域の選定時には、留意すること。

また、道路供用開始後の自動車の走行に伴う騒音の予測については、計画交通量が最大になる時期を選定し、既存道路との接続部では道路や建物の高さを考慮の上、平面方向の予測を行うよう留意すること。

(2) 水環境

海域に道路橋脚が設置される場合には、「道路の存在による水環境への影響」を環境影響評価項目として選定し、予測手法については、潮流変化を含めた定量的なシミュレーション手法を採用すること。

(3) 動物・植物・生態系

方法書では、動物の現地調査を行う範囲は「事業実施区域及びその端部から250m程度を目安」、植物の現地調査を行う範囲は「事業実施区域及びその端部から100m程度を目安」と一律に設定されており、分類種別の具体的な調査手法も明らかにされていない。

地域の自然環境の状況を踏まえた適切な調査・予測となるよう、必要に応じて学識経験者等専門家の意見を聴いた上で、分類種別に以下の内容を拡充すること。

ア 鳥類

関門海峡で確認されているハチクマ等の渡り鳥の飛翔ルートは、気象条件によって変化するため、関門海峡を広く現地調査の範囲とし、調査・予測の対象地域を拡大すること。

また、重要な動物種であるカンムリウミスズメについては、調査・予測の対象種とするよう留意すること。

イ 潮間帯の動物・植物

道路構造が橋梁方式となる場合、道路下にできる日陰が潮間帯の動物・植物の生息・生育環境に与える影響についても調査・予測の対象とするよう留意すること。

ウ 海棲哺乳類

現地調査にあたっては、船舶によるライントランセクト調査等、適切な調査手法を採用すること。

また、道路構造が橋梁方式となる場合、「夜間の道路照明」、「車両通行による騒音」及び「海域に道路橋脚が設置される場合の水中騒音」が、海棲哺乳類の生息に与える影響についても調査・予測の対象とするよう検討すること。

なお、関門海峡では重要な動物種であるスナメリの生息が確認されているため、調査・予測の対象種とするよう留意すること。

エ 生態系

方法書で示された動物、植物それぞれの現地調査の範囲が異なるため、生態系の環境影響評価に当該調査結果を活用できるよう整合性を図ること。

また、上位性、典型性及び特殊性の注目種を選定する際には、水産資源の観点も留意するとともに、水産資源の海藻類の調査については、冬期を加えた四季の調査を行うこと。

(4) 景観

景観の環境影響評価については、主要な眺望点からの遠景の予測に加えて、道路上や道路付帯施設からの近景の予測についても行うこと。